



旧日本赤十字社救護
看護婦及び旧陸海軍
従軍看護婦の皆様へ

先の大戦において、外地等
(事変地の区域又は戦地の区
域)に派遣され、戦時衛生動
務に服された旧日本赤十字社
救護看護婦及び旧陸海軍従軍
看護婦の方(慰労給付金受給
者除く)に対して、その苦
勞に報いるため内閣総理大臣
名の書状を贈呈しております。
請求期限が2年間延長され、
平成21年3月31日までとなり
ました。
本人又は家族などからのご連
絡をお待ちしております。
請求用紙は阿蘇市役所健康
福祉課の窓口にて用意していま
す。

問い合わせ先
健康福祉課総合福祉係
☎22-3167

4月1日から「児童
手当制度」が拡充さ
れました

3歳未満の児童手当が一律
月額1万円になります。
今回の改正については手続
きの必要はありません。

0歳から3歳未満の児童の養育者に対する児童手当 (現行)		(改正後)	
第1子、第2子	月額5千円	月額1万円(倍増)	
第3子以降	月額1万円	月額1万円(現行どおり)	

3歳以上小学6年生までは現行どおりです
第1子、第2子 月額5千円 第3子以降月額1万円



問い合わせ先
健康福祉課子育て支援係
☎22-3167

国民年金推進員が 巡回しています。

社会保険事務所の「国民年金推進員」が身分証明書を持参して、直接ご自宅にお伺いし、国民年金制度のご案内、届出の相談や保険料の納付をお願いしています。お伺いした際は、お気軽にご相談ください。

現在、阿蘇市では3名の推進員がそれぞれの担当地区を回っています。

さかもと せい
坂本 勢

一の宮町全域、山田地区の一部、黒川地区(乙姫を除く)



かつらぎ いさお
葛城 勲
内牧地区、尾ヶ石地区、永水地区、乙姫地区

ふるさわ よしのり
古澤 義則
波野地区



平成19年度
「永年無事故運転者表彰」の
対象者を受け付けています。

無事故・無違反の運転者で下記に記載した表彰対象者のいずれにも該当し、表彰を希望される方は、阿蘇地区交通安全協会事務局(阿蘇警察署内)で申請書に記入され、提出をお願い致します。

阿蘇地区交通安全協会の会員であること
(免許証の住所が阿蘇警察署管内で、免許更新時に交通安全協会費を納めた方)

本年6月30日現在、運転免許(原付免許証含む)を取得後10年、20年、30年または40年以上経過している方(同じ年数の表彰を2度受賞することは出来ません)

本年6月30日からさかのぼって、10年、20年、30年または40年の間に交通事故や交通違反などで行政・刑事上処分を受けたことのない方。

本年6月30日からさかのぼって、過去3年間に交通違反がない方

受付期間 6月4日(月)までの平日のみ、
午前8時30分から午後4時30分
申請に必要なもの 免許証・印鑑

問い合わせ先 阿蘇地区交通安全協会事務局
TEL22-5110 (内線442)